

私的独占と不公正な取引方法の 関係について

私的独占

排除(不当廉売等)又は支配

競争の実質的制限

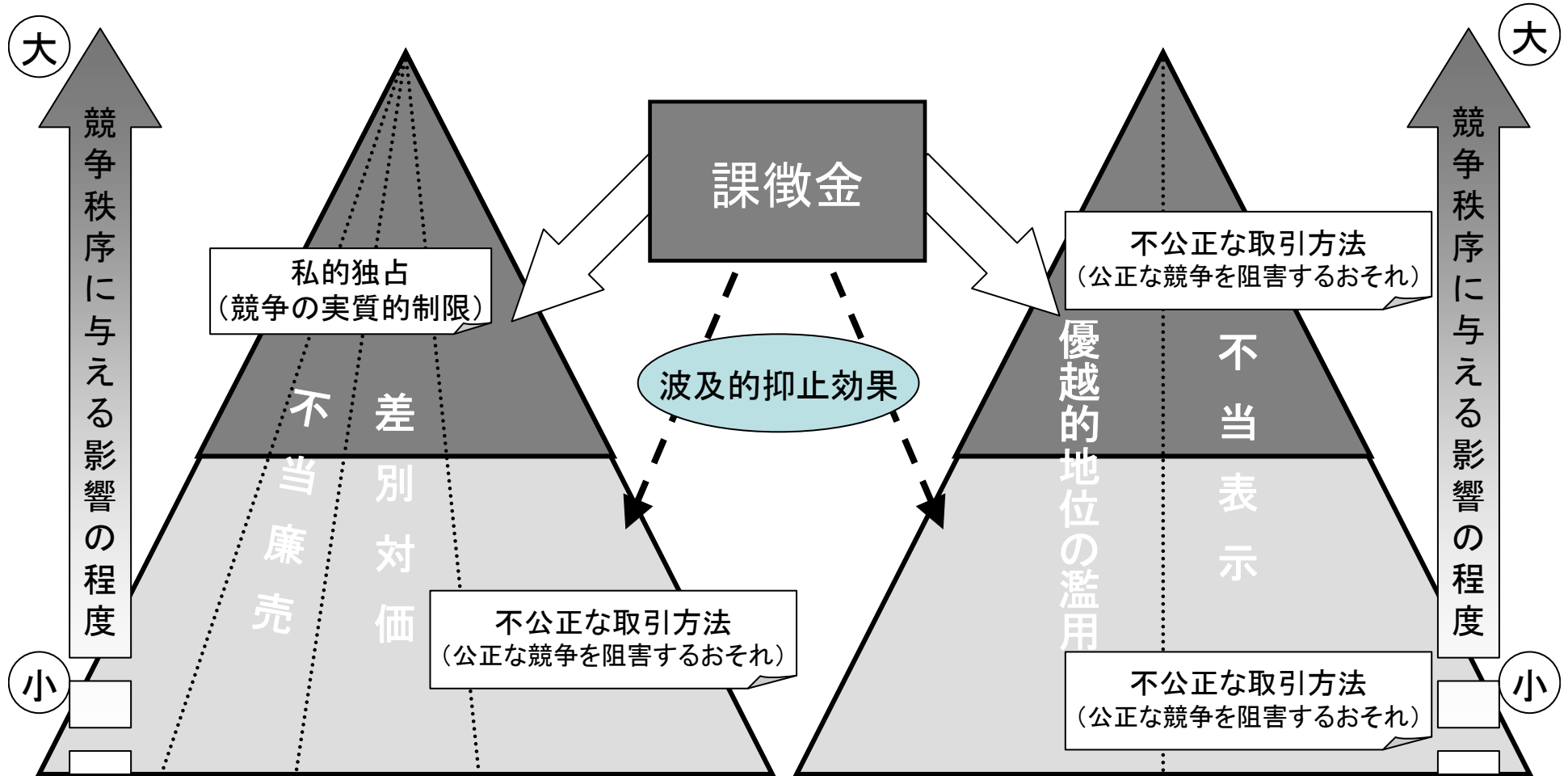
競争秩序に
与える影響

不公正な取引方法

不当廉売・差別対価等

公正な競争を
阻害するおそれ

競争秩序への影響が大きいものを課徴金の対象に



不公正な取引方法と私的独占との関係等

一般指定(公取委告示)

自由競争の減殺

- 共同の取引拒絶(1項)
- その他の取引拒絶(2項)
- 差別対価(3項)
- 取引条件等の差別取扱い(4項)
- 事業者団体における差別取扱い等(5項)
- 不当廉売(6項)
- 不当高価購入(7項)
- 排他条件付取引(11項)
- 再販売価格の拘束(12項)
- 拘束条件付取引(13項)

競争手段の不正さ

- 抱き合わせ販売等(10項)
- 競争者に対する取引妨害(15項)

- 不当な利益による顧客誘引(9項)
- 競争会社に対する内部干渉(16項)
- ぎまんの顧客誘引(8項)

自由競争基盤の侵害

- 優越的地位の濫用(14項)

私的独占が課徴金の対象となる場合、これらの行為にも一定の抑止効果

私的独占が課徴金の対象となる場合でも、抑止効果が及ばないことから、課徴金の対象に